

# 民間の退職金及び企業年金の調査結果並びに 国家公務員の退職給付に係る本院の見解の概要

平成29年4月 人事院

## 1. 経緯

- 平成28年8月、国家公務員の退職給付制度を所管している内閣総理大臣及び財務大臣から人事院総裁に対し、民間における退職金及び企業年金の実態調査の実施と見解について要請
- これを受けて、職員の給与等を担当する専門機関として、民間企業の退職給付の調査及び退職給付水準の官民比較を実施

## 2. 民間調査の概要

### (1) 調査方法

企業規模50人以上の民間企業41,963社から層化無作為抽出法によって抽出した7,355社に対し以下を調査。4,493社を集計

- 退職給付（退職一時金及び企業年金）制度の有無、その内容
- 平成27年度中に退職した勤続20年以上の事務・技術関係職種の常勤従業員の退職給付額

### (2) 退職給付制度の概要（退職給付制度がある企業：92.6%）

#### ① 退職一時金制度について

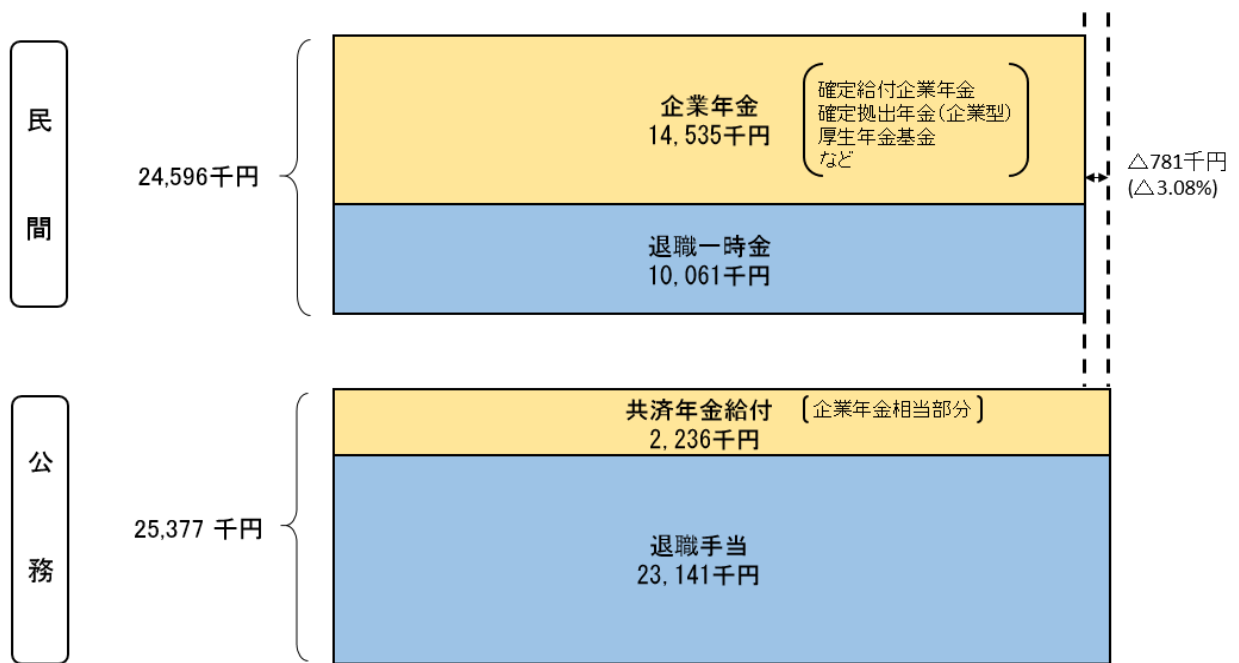
- 退職一時金制度がある企業：88.0%
- そのうち、社内準備による退職一時金が80.7%、その主な算定方式は、退職時の基本給の全部又は一部に勤続年数別支給率を乗じる方式が44.6%、ポイント制が25.7%

#### ② 企業年金制度について

- 企業年金制度がある企業：51.7%
- 企業年金の種類（複数回答）：確定給付企業年金 53.4%、確定拠出年金（企業型） 37.7%、厚生年金基金 19.4%
- 従業員の選択により一時金として受給可能なものは69.7%

### 3. 退職給付水準の官民比較結果及び国家公務員の退職給付に係る見解

- 退職一時金と企業年金(使用者拠出分)を合わせた退職給付額での官民比較  
 民間 24,596千円 公務 25,377千円 (781千円 (3.08%) 公務が上回る)  
 <同職種の者について、退職事由及び勤続年数を合わせて比較>
- 官民均衡の観点から、上記の比較結果に基づき、退職給付水準について見直しを行うことが適切



- ・ 勤続20年以上の事務・技術関係職種の常勤従業員（公務は行政職俸給表(一)適用者）で定年又は会社都合（公務は応募認定）で退職した者（大学卒（大学院修了を含む）及び高校卒）を対象
- ・ 退職事由別（定年・会社都合（公務は応募認定））、勤続年数別のラスパイレス比較（民間の一人当たり平均の退職給付額を算出する上で、退職事由別、勤続年数別の公務の人員数ウェイトを使用）
- ・ 官民それぞれの使用者拠出による退職給付額を比較
- ・ 官民とも年金分については、退職時点に一時金として支給するとした場合の現価に換算